

夜間主コース学生 各位

長期履修学生の申請について

1. 長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情で、通常の学生よりも 1 年間に修得可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限されるため、夜間主コースの修業年限である 4 年を超えて在学しなければ卒業することができないと考える者に対し、申請に基づき大学が審査して標準修業年限を超えて在学し、計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

ただし、審査の結果、認められない場合もありますので留意してください。

2. 長期履修学生対象者

長期履修学生として申請できる者は、夜間主コースの学生で、職業を有している等の事情にある者です。

職業を有している等の事情にある者とは、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 1 日 8 時間週 3 日以上勤務し、6 か月以上にわたり継続して雇用されている者
- (2) 1 日 4 時間週 4 日以上勤務し、6 か月以上にわたり継続して雇用されている者
- (3) 家事従事者、育児又は介護にあたっている者
- (4) その他、(1) から (3) に準ずる者であると教務委員会で判断した者

3. 長期履修学生としての在学期間等

長期履修学生として、修業年限を超えて履修できる期間の限度は 4 年とし、6 か月を単位として認めます。最長在学年限は 8 年です（休学の期間を除きます）。最長在学年限を超えては在学できません。

4. 長期履修学生として認められた在学期間の変更

長期履修学生として認められた在学期間の延長や短縮については、相当の理由があると認められる場合にのみ、長期履修学生として認められた卒業を予定する年度を除き 1 回に限り変更することができます。

ただし、最長在学年限を超える延長は認められません。

※「卒業を予定する年度」：短縮する場合は卒業を希望する年度となりますので注意して下さい。

詳しくは学部教務係にお問い合わせ下さい。

5. 長期履修学生の学科所属

長期履修学生の学科への所属については、当該学生の履修計画に基づき、希望順位にしたがって選考のうえ決定します。

6. 長期履修学生の研究指導の履修

長期履修学生が、研究指導を履修するためには 46 単位（卒業所要単位に算入される単位に限る）以上修得しなければなりません。46 単位を修得した翌年度から履修することができます。

7. 長期履修学生の授業料

(1) 長期履修学生として認められた期間の授業料

長期履修学生として認められた場合は、通常の学生が修業年限（4 年間）に支払う授業料の額を、長期履修学生として認められた在学期間に分割して支払うことになります。

ただし、授業料の額が改訂された場合は、改訂後の金額をもとに再計算されます。

(2) 長期履修学生として認められた在学期間を短縮して卒業することになった場合の授業料

卒業しようとする年度の授業料年額に修業年限（4 年間）を乗じて得た額から、在学した期間に支払った授業料総額を減じた額を、卒業しようとする学年に全額支払うことになります。

(3) 長期履修学生として認められた期間が満了してもなお卒業できない場合の授業料

通常の学生が支払うべき授業料の額を毎学期に支払うことになります（ただし、最長在学年限を超えて在学することはできませんので、在学期間が最長在学年限に満たない者に限ります）。

8. 長期履修学生の申請期間等

申請期限：**令和 2 年 2 月 28 日（金）** まで

必要書類：

- (1) 長期履修学生申請書
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有している者）
母子手帳、介護者の診断書など（育児・介護等を行う者）
戸籍謄本など（家事従事者）
- (3) その他本学が必要と認める書類

9. 長期履修学生として認められた在学期間の変更の申請期間等

申請期限：**令和 2 年 2 月 28 日（金）** まで

必要書類：

- (1) 長期履修学生期間変更申請書
- (2) その他本学が必要と認める書類

※必要書類の内、「その他本学が必要と認める書類」は特に指示がない限り、提出する必要はありません。

※必要書類の様式は、本学 HP よりダウンロードしてください。あるいは、学生センター窓口で配付していますので、お受け取りください。

小樽商科大学→在学生→教務情報→資料・様式

URL：<https://www.otaru-uc.ac.jp/student/document/>

【問合せ先】

小樽商科大学教務課学部教務係

Tel：0134-27-5244

Email：gakubu@office.otaru-uc.ac.jp